

# 第21章 はかりの定期検査と量目検査

## 1. はかりの定期検査（計量法第19条第1項）

市内の商店や事業場で取引又は証明に使用されている計量器（はかり）を対象として、計量法に基づき定期検査を実施しています。

本市では、市内を2地区（旧市内・新市内）に分け、それぞれ1年おきに実施しています。

### （1）検査地域の区分

旧市内	謹教・鶴城・城西・城北・行仁地区、河東地区及び小中学校、高等学校
新市内	大戸・湊・門田・東山・一箕・町北・高野・神指・北会津地区及び小中学校

### （2）事前調査

検査前に市内を巡回し、新規開店等の店舗・事業場を個別訪問調査

### （3）検査の周知

- ①会津若松市掲示板に1ヶ月前に告示      ②検査日を「市政だより」に掲載
- ③対象者へ郵送により個別通知

### （4）検査方法

巡回検査（はかりの所在場所を訪問して検査を実施）

### （5）検査後の処置

- ①合格 → 合格シールの貼付（検査年月を表示）
- ②不合格 → 検定証印未梢。不合格理由書を交付。処置報告を求める。
- ③未受検者 → 電話による督促。警告書発行。

### （6）令和4年度定期検査実績（検査対象：旧市内）

計量器（はかり）名	検査器物数	不合格数	不合格率（%）
電気抵抗線式はかり	250	4	1.6
誘電式はかり	0	0	0.0
電磁式はかり	16	0	0.0
その他電気式はかり	21	0	0.0
手動天びん	0	0	0.0
等比皿手動はかり	3	0	0.0
棒はかり	0	0	0.0
その他手動式はかり	55	0	0.0
ばね式指示はかり	78	0	0.0
手動指示併用はかり	0	0	0.0
その他の指示はかり	0	0	0.0
分銅	0	0	0.0
定量おもり	0	0	0.0
定量増おもり	281	0	0.0
合 計	704	4	0.6

(7) 令和4年度定期検査に代わる計量士による代検査（大型はかり）

計量器（はかり）名	検査器物数	不合格数	不合格率（%）
電気抵抗線式はかり	62	0	0.0
電磁式はかり	0	0	0.0
その他電気式はかり	0	0	0.0
台手動はかり	4	0	0.0
ばね式指示はかり	6	0	0.0
その他の手動式はかり	0	0	0.0
分銅	0	0	0.0
定量増おもり	23	0	0.0
合 計	95	0	0.0

※ 2年に一度実施

2. 商品量目検査（試買方式）

事業所等で「はかり」で計測した計り売り商品の内容量が、表示されている量と一致しているかを調査しています。

(1) 検査方法

会津若松消費生活研究会の協力のもと、市内のスーパーの商品を試買し、内容量の計量を実施。

(2) 検査日 令和4年11月28日

(3) 令和4年度検査成績（検査対象事業所：※4件）

商品分類	検査商品数	不正件数		不正件数率（%）	
		過量	不足	過量	不足
食肉	10	—	1	—	10.0
食肉加工品	5	—	4	—	80.0
魚	10	—	—	—	—
魚加工品	10	—	1	—	10.0
野菜	0	—	—	—	—
野菜加工品	0	—	—	—	—
その他	5	—	4	—	80.0
合 計	40	—	10	—	25.0

3. 立入検査

計量法第148条に基づいて実施しています。

令和4年度商品量目（検査対象事業所：8件）

商品分類	検査商品数	不正件数		不正件数率（%）	
		過量	不足	過量	不足
食肉	95	0	5	—	5.3
魚介類	95	0	5	—	5.3
青果	100	0	4	—	4.0
惣菜	110	0	14	—	12.7
合 計	400	0	28	—	7.0